

令和5年
4月1日
から

たまの湯は会員証提示で
割引利用ができます



令和5年4月から「たまの湯」は会員証提示での割引利用になります。

回数無制限で何度でも割引利用できるようになります。

これに伴い、「たまの湯」の利用券は廃止となります。



お問い合わせはこちら

玉野勤労者福祉サービスセンター

☎ 0863-33-5000

〒706-0002 玉野市築港1-1-3

<http://www.tamanosc.jp/>